

未確定事項に直面した監査人の対応

— 文献・制度の評価(5) —

坂 柳 明

1. 未確定事項に関する文献・制度の詳細な評価の必要性

坂柳(2005a)は、監査論上の未確定事項をタイプAとBの2つに分類した([図1])。そして坂柳(2005b)は、その状況において経営者と監査人が直面する見積もり数値が1つなのか、複数なのかという点に注目し、タイプAの未確定事項及び除外事項¹⁾との対比で、タイプBの未確定事項の一般構造を描いた²⁾。

見積もり数値を反映させた財務諸表に、無限定適正意見を表明してもらうこ

[図1] — 2つの未確定事項

未確定事項(※)	タイプA	将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目
	タイプB	将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうか監査人に判断できない場合のその項目

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来（の財務諸表）に金額的に重要な影響を与えるものを前提にしており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提にしている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

1) 「除外事項」については、坂柳(2005a, 164)の脚注4を参照。本稿でも、そのように捉える。

2) 坂柳(2005b, 260-261)の[図8]を参照。

とを監査人に期待すれば、経営者は、将来に起こる事象の結果を見積もるが、経営者の決定した見積もり数値を含め、見積もり数値を算定するための想定が複数あり、結果として複数の見積もり数値に監査人が直面していたら、監査人は、この時の経営者の見積もり数値の合理性が判断できなくなる。この状況が、タイプBの未確定事項である³⁾。

一方、坂柳(2006a)では、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応がどうなるのかを検討し、坂柳(2006b)では、タイプBの未確定事項に直面

3) 以下の主張は、成立するだろうか。

「将来事象の結果を監査人が判断できない状況であれば、経営者は、その将来事象の結果を見積もるべきではない。従って、将来事象の結果を監査人が判断できない状況を問題にする限り、成立するのはタイプAの未確定事項だけであり、タイプBの未確定事項は、成立しない。」(※)

もちろん、将来事象の結果を監査人が判断できない状況において、合理的な見積もりができないと経営者が判断し、その判断に監査人が同意(坂柳(2005a, 159-160)の脚注1を参照)していれば、その状況は、タイプAの未確定事項になるが、それは考えられる状況の1つに過ぎない。将来事象の結果を見積もった上で、見積もり数値が1つに決められる根拠を経営者が監査人に示し、「将来事象の結果が判断できない」とする監査人のその判断を、経営者は覆そうとするかもしれない。また、見積もり数値を含む財務諸表に無限定適正意見を表明してもらいたいと思っはいるが、最終的には、監査人にその合理性が判断できないと言われても構わないと思っ、経営者は見積もり数値を認識するかもしれない。

つまり、監査人にとって「将来事象の結果を判断できない」状況であっても、経営者の行動は様々考えられるということである。従って、上に示した※の主張について、「将来事象の結果を監査人が判断できない状況であれば、経営者は、その将来事象の結果を見積もるべきではない。」とは言えない。同様に、「将来事象の結果を監査人が判断できない状況を問題にする限り、成立するのはタイプAの未確定事項だけ」とも言えない。本文に示したような、タイプBの未確定事項が成立する余地はあるのである。

もっとも、上に示した※の主張は、「監査人が将来事象の結果を判断できないこと、先にありき」の議論であるが、そうした前提自体、実は自明ではない。将来事象の結果を監査人が判断できない状況は、経営者の見積もり数値の合理性を、監査人が確かめようとした場合の「結果」の1つに過ぎず、「与件」ではないからである。精緻な論理展開を尽くそうとする研究者であれば、最初の場合分けとしては、経営者が将来事象の結果を見積もれるかどうか、から出発し、その見積もりの合理性を監査人が確かめられるかどうかを問題にし、その合理性を監査人が確かめられないのだとしたら、その状況は「一般的に」どう記述できるのか、実際にもそうだと解釈できる文献や事例があるのか、という点に議論を進めるであろう。

した監査人の対応がどうなるのかを検討した。残された課題は、これまで形成してきた、未確定事項に直面した監査人の対応についての論理体系と、これまでの監査制度や文献を比較し、それらを評価することである。なぜ評価するのかと言えば、将来の監査制度設計のために、何が参考になる制度なり文献なのかを見極めるためである。

そこで、坂柳（2006c）では、AIA（1942）とAICPA（1962）を評価した。その結果、両制度においては、タイプAとBの未確定事項が識別されておらず、この2つが混在していることが明らかになった⁴⁾。それでは、文献の方は、どうであろうか。

本稿では、これまで形成してきた理論フレームワークを用いて、未確定事項に言及している文献の評価を行う。本稿で取り上げる文献は、何人かの論者が参照しているCarmichael（1972）である。また、Carmichael（1972）を評価する際に、Carmichael（1972, 64-65）で参照されているPalen（1955）も、評価の対象にする。この2つでは、未確定事項は、タイプAとBの2つに識別されていたのだろうか。この点を、2節と3節（3-1）で確かめる。また、筆者が本稿で行う文献評価は、これまでCarmichael（1972）を参照してきた文献と、どこがどう違うのだろうか。本稿の特徴を、より明確に読者に伝えるために、この点も明らかにする必要がある。これについては、3節（3-2）で行われる。なお、2節で扱われるPalen（1955）の記述は、将来に起こる事象の最終的結果が、監査対象となっている財務諸表に反映されていないことによって、監査人の対応として、「意見差控」を導く余地があるのか、という理論的な問題も提起している。よって、2節では、その問題も検討することにする。監査人の対応を決定する新たな論理が発見され、それを将来の監査制度に活用できる可能性があるからである。

4) タイプAとBの未確定事項が混在している、即ち、監査人の対応が、タイプAの未確定事項に直面した場合と、タイプBの未確定事項に直面した場合とに区別されていないことによって生じる問題については、坂柳（2006c, 88）の脚注6及び坂柳（2006c, 101-102）を参照。

2. Palen (1955) の評価

2-1 Palen (1955, 408-409) について

まず, Carmichael (1972, 64-65) で参照されている Palen (1955, 408-409) 及び Palen (1955, 377) では, それぞれ次のように記されている ([図 2])。この [図 2] の(1)~(2)が, 除外事項について言及していないことは, すぐわかる。

[図 2]

- (1): 「監査人も会社も統制 (control) することができない事項が, いくつかの基本的な点について, 財務諸表を変更すると予想されるほどの場合には, 意見差控が論理的な取り扱いであるように見える。そのような状況は, その年度に販売される製品の大部分の販売価格が決定されていなかった時に存在するであろう。利益剰余金が意味のないものになるだけでなく, 損益計算書上は, 売上の数値にまで戻って, 後に全面的に改訂が必要になるであろう。…」 (Palen (1955, 408-409)) (傍線筆者)
- (2): 「もし監査人が, 彼にも会社にもその結果を決定することができない何かの偶発事象によって, 財務諸表が影響を受ける限り, その点を除いて, 財務諸表についての意見を表明することができるのであれば, 彼は, その不確実性が余りに全ての項目に及んでいるので, 意見を差控えることを好むのでなければ, その偶発事象についての明確な開示を行い, 限定意見を表明すべきである。」 (Palen (1955, 377)) (傍線筆者)

2-1-1 2つの未確定事項に言及している Palen (1955, 408-409)

[図 2] (1)は, タイプAとB, どちらの未確定事項を想定しているのだろうか。「統制」という言葉が, そのまま「見積み」と置き換えられるなら, [図 2] (1)の「監査人も会社も統制することができない事項」は, タイプAの未確定事項を指していることになる。一方, [図 2] (1)の「その年度に販売される製品の大部分の販売価格が決定されていなかった」との記述との関係では, 「監査人及び会社の統制の範囲を超えていることを理由とした意見差控」(Palen (1955, 408)) の見出しのもとで, Palen (1955, 409) は, 意見差控と財務諸表の脚注の例を, 以下のように示している ([図 3])。

[図3]

「脚注1で挙げられているように、1952年に販売された国防用製品の販売価格は、最終的に決定されなかった。そのような最終的な価格の決定が、1952年12月31日時点の会社の財政状態、及び1952年度の経営成績に与える潜在的な影響を、現在確かめることができない事実から見て、我々は、添付された財務諸表についての意見を表明する立場にはない。」(傍線筆者)

「脚注1は、以下の通りである。

国防用製品の販売価格について、最終的な決定はなされなかった。従って、会社の財務諸表に与えるそのような最終的な決定の影響—もしあれば—は、現時点では確かめることができない。」

「再交渉の完了に基づいて、修正された財務諸表及び監査意見が出された。」(傍線筆者)

[図3]にあるような、「国防用製品の販売価格」が「最終的に決定されなかった」場合に、製品の販売価格が見積もれなければ、財務諸表本体上、経営者は何も反映できないことになる。しかし、仮に、将来に起こる事象の結果を、会社が「統制することができない」([図2](1))、あるいはそれが「決定されなかった」([図3])にしても、それは、最終的な結果までは統制できない、あるいは決定されないことを意味するだけであり、そのことは、最終的な結果を経営者が見積もれるかどうかとは別問題である、という考え方も成立する。ある事象の最終的結果(ここでは、国防用製品の販売価格)を、財務諸表作成段階までに入手可能な情報によって見積もったが、財務諸表作成段階で把握不能な事態が将来に起こることを考慮すれば、最終的な結果がどうなるのかまでは、「統制(決定)することができない」という考え方が、論理的にはあり得るのである。

従って、「統制(決定)できない」が「見積もりできない」ことを意味する、という考え方は、自明ではない。それは、「統制(決定)」=「見積もり」と考えているから成立するだけである。「統制(決定)」という言葉も、「財務諸表作成段階で把握不能な事態が将来に起こることを考慮した場合の、最終的結果

の把握」と捉えれば、「統制（決定）」≠「見積もり」となる。「統制（決定）」の捉え方は、1つではないはずである。

なお、ここでの「見積もり」とは、「財務諸表作成段階までに入手可能な情報を考慮することによる、将来に起こる事象の結果の財務諸表作成段階での決定」である。これまでの筆者の一連の未確定事項プロジェクトでは、「見積もり」という言葉の意味を、このように捉えてきた⁵⁾。

そうすると、[図2](1)の「監査人も会社も統制することができない事項」が、タイプAの未確定事項のみを指しているという考えは、自明ではないことがわかる。[図2](1)について言えば、「統制」を「財務諸表作成段階で把握不能な事態が将来に起こることを考慮した場合の、最終的結果の把握」と捉えた上で、仮に経営者が将来事象の結果について見積もりを行っていたとしても、正に監査人も会社も統制外の要因によって、「その年度に販売される製品の大部分の販売価格が決定」されない事態が考えられ、結果として、経営者の見積もりの合理性を監査人が確かめることができない状況が想定できる。この状況は、もちろんタイプBの未確定事項である。このように、Palen (1955, 408-409) は、タイプAとB、両方の未確定事項を想定していることがわかる。

2-1-2 Palen (1955, 408-409)に見られる財務諸表数値の遡及修正の 合理性—タイプBの未確定事項の場合

一方、監査人の対応という点からは、[図2](1)は、「意見差控」が「論理的

5) 以上の議論は、坂柳 (2005a, 178-182) と同趣旨の議論である。そこでは、将来事象の「最終的な結果が決定できない」ことが、必ずしもその将来事象の結果の「見積もりができない」ことを意味するのではなく、その将来事象の結果の「見積もりはできるが、将来その見積もり額通りの帰結が生じるかどうか決定できない」ことも意味し得ることを指摘した(坂柳 (2005a, 180) の[図7]を参照)。ここでも、将来事象の結果を会社側が統制(決定)できなくても、そのことが、その結果についての「見積もりができない」ことを意味するとは限らず、「見積もりはできるが、将来その見積もり額通りの帰結が生じるかどうか把握できない」ことを指して、将来事象の結果が「統制(決定)できない」と言うことは、できるわけである。

な取り扱い」である旨を示し、[図3]ではその具体例を示している。2-1-1で見たように、[図2](1)は、タイプBの未確定事項を想定していると解釈する余地があるので、監査人の対応として、[図2](1)が意見差控を主張している点は、理論的に見て正しい。

次に問題になるのは、[図2](1)の「損益計算書上は、売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になるであろう」という記述の意味をどう理解すればよいのか、という点である。今問題になっているのは、[図3]にあるように、「国防用製品の販売価格」が「最終的に決定されなかった」という点であり、会計処理としては、当年度の財務諸表についての監査人の対応決定後の将来に、問題になっている事象の結果が判明した場合に、「過年度の財務諸表数値を変更する」ことが、考えられる。この「過年度の財務諸表数値を変更する」という考え方を知る上で、AIA(1943)の「過年度についての再交渉による払い戻し」([図4])が参考になる。なお、AIA(1943)で想定されている「再交渉による払い戻し」については、坂柳(2006c, 88-97)を参照。

[図4]

「特定の年度に帰属する再交渉による払い戻しが、当初に出された年度の財務諸表に計上された引当金と著しく異なる金額で行われた時に、さらなる疑問が生じる。委員会(AIA(1943)を公表した会計手続委員会のこと―筆者注)はこれまで、利益剰余金に対する賦課に対しては、そうした賦課が過年度になされた見積もりの訂正を中身とするものであっても、反対する向きを承認することを示してきた。それゆえ、委員会は、計上された引当金の額と再交渉による払い戻しの額の差額は、当年度の損益計算書に含めることによって、当年度の利益に歪みが生じない限り―歪みが生じる場合には、その修正は利益剰余金を通じて行われるであろう―、当年度の損益計算書上の独立項目として示されるべきであることを提案している。しかしながら、修正が利益剰余金を通じて行われる場合には、過年度の純利益に与える修正の影響について、適切な開示がなされるべきである。委員会は、このことは、当年度の財務諸表と共に、比較可能な形か、あるいは別な方法で、過年度の改訂損益計算書を表示することによって、最も良くなされることができると信じており、委員会は、この手続がとられるべきことを主張している。」(傍線筆者)

〔図4〕では、ある年度に行われた「再交渉による払い戻し」の金額が、過年度の財務諸表に計上された引当金の額と著しく異なっていた場合の、その差額の会計処理が問題になっている。「委員会」は、その払い戻しによる金額と引当金額の差額を、過年度から繰越されてきた利益剰余金に賦課することには、再交渉が行われた当年度に計算された利益に歪みを生じさせない限り、「反対する向きを承認」してきた、との主張が、〔図4〕から読みとれる。〔図4〕によると、払い戻しによる金額と引当金額の差額を利益剰余金に賦課する場合に、「委員会」は、「過年度の純利益に与える修正の影響について、適切な開示がなされるべき」としており、そのための手段として、「過年度の改訂損益計算書を表示する」ことを考えていることがわかる⁶⁾。

なお、坂柳（2006c, 93）の〔図6〕に示した、Sullivan Machinery Companyの1943年 Annual Reportの財務諸表の脚注5には、「1942年度の損益計算書は、戦時契約の再交渉に関係する法の影響を受ける1942年12月31日時点までの全ての事業に関して、その法に従う形で修正を行うために改訂されたが、その修正は、該当する法人税控除後の、剰余金として繰越されている利益を57,000ドルだけ減少させるものであった。…」との記述がある。また、この記述との関係で、同社の1943年 Annual Reportでは、1943年損益計算書と1942年損益計算書が、「比較損益計算書（COMPARATIVE PROFIT AND LOSS STATEMENT）」上で対比して示され、その1942年損益計算書では、「再交渉に備えた引当金控除前の純利益」764,680.63ドルから、「1942年分についての再交渉によって生じた純調整額」57,000.00ドルが控除され、「剰余金として繰越される純利益」707,680.63ドルが計算されている。

以上の説明と、〔図4〕の「過年度の改訂損益計算書を表示する」の部分の踏まえると、〔図2〕(1)で問題になっていることが、理解しやすくなる。〔図2〕(1)では、販売価格が決定された時点で、過年度の損益計算書の売上数値を遡及

6) 以上と同趣旨の主張は、AIA (1953, 101), Chapter 11, Government Contracts, SECTION B, Renegotiation の9項にも見られる。

的に確定させるような修正（当年度にまで繰越されてきた利益剰余金の修正）が、問題になっている⁷⁾のであろう。そうすると、[図2] (1)に見られる「損益計算書上は、売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になるであろう」との記述は、将来事象の結果を待って、遡及的に財務諸表数値の修正を行うことを意味している、と推察される。

このような、財務諸表数値遡及修正の背後には、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」との考え方があるのだろうか⁸⁾。確かに、将来事象の「最終的結果」が後に判明した時点から考えれば、「将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべき」との発想が可能だが、実際の財務諸表作成段階では、その時点までに入手可能な情報によって、将来事象の結果についての見積もり数値が計算できるだけである。もちろん、将来事

- 7) もちろん、[図2] (1)については、過年度の財務諸表数値の遡及的な修正の方法として、過年度の売上数値そのものを修正することが想定されている、とも考えられる。もっとも、この方法によっても、最終的には、当年度に繰越されてきた利益剰余金が修正されることになる。
- 8) この考え方によって、以下に示す APB (1966)、12項に見られる「利益によって表される業績に関するより有用な情報を与える」ことが可能になる、と考える論者がいるかもしれない。なお、12項に見られる「この立場」とは、APB (1966)、10項に見られる、「…もし、異常な取引又は過年度に帰属する取引が起り、それらを当期の業績に含めた場合、そのようにして示された金額によって、利用者を誤導するような推定が導き出されるかもしれない程度において、純利益の意味が損なわれるかもしれない。」(傍線筆者) と考える立場のことを指している、と推察される。

「この立場の主唱者は、多くの会社が、利益によって表される業績に関するより有用な情報を与えるために、過年度修正の適切な配分を反映するに当たって、影響を受ける期間の利益又は損失を再表示することも指摘している。それゆえ彼らは、このタイプの項目は、おそらく留保利益の直接の修正とするか、あるいは当年度の純利益から除かれる「特別項目」とするかによって、最も良く取り扱われるであろうと信じている。…」(傍線筆者)

すぐわかるように、この APB (1966)、12項では、「有用」の意味が示されていない。また、その「有用」さが、「影響を受ける期間の利益又は損失を再表示すること」によってしか達成されないのはなぜか、について説明がなされていない。従って、「財務諸表数値の遡及修正」から、あるいは、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべき」との考え方から、「利益によって表される業績に関するより有用な情報を与える」ことは、導けないことがわかる。

象の「最終的結果」と見積もり数値が一致する場合は考えられるが、その状況では、そもそも財務諸表の遡及修正の必要がない。遡及修正が必要になるのは、当初の財務諸表作成段階での見積もり数値と、将来事象の「最終的結果」とが、財務諸表作成段階で把握不能な事態が起こったことによって、異なった場合だからである⁹⁾。

そうすると、当初の財務諸表作成段階では、見積もり数値しか経営者は認識できないにもかかわらず、その時点において把握不能な事態まで考慮して、「将来に起こる事象の最終的結果を財務諸表に反映させる」ことは、不可能である。従って、反映させることが不可能なのであるから、前段落で示した、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」と主張することはできない¹⁰⁾、[図2](1)の「売上の数値にまで戻って、後に全

9) APB (1966), 23項では、以下のように記されている。

「過年度に關係する修正—従って、当年度の純利益の決定上は除外されるが一は、(a)特定の過年度の事業活動と特に同一視され、そして直接關係していると言え、そして(b)過年度の財務諸表日後に発生している経済的事象に原因があるものではなく、そして(c)経営者以外の人間による決定に主として依存しており、そして(d)そのような決定以前に、合理的な見積もりができなかったような、重要な修正に限られる。…」(傍線筆者)

APB (1966), 23項(d)では、「過年度に關係する修正」の項目として、ある事象の結果の合理的な見積もりができないものを挙げているが、ある事象の最終的結果を過年度の財務諸表に反映させようとするのが、財務諸表の遡及修正を支える考え方なのであれば、過去の財務諸表上で将来事象の結果を見積もっていてもいなくても、そのような財務諸表は、どちらにしても遡及修正の対象になるはずであろう。従って、財務諸表の遡及修正を問題にする際に、「過年度に、将来事象の結果について経営者が見積もりを行えた項目については、遡及修正の対象にならない」旨の主張は、APB (1966) 上はともかく、一般には成立しない。

10) 脚注9に示したAPB (1966), 23項の(a)を根拠に、財務諸表の遡及修正を正当化しようとする論者がいるかもしれない。しかし、「特定の過年度の事業活動と特に同一視され、そして直接關係している」という基準が操作的に示されていないことは問題であるし、仮にこの基準を満たした場合でも、財務諸表作成段階で把握することが不可能な将来事象の最終的結果まで、財務諸表に反映させようとする思考には、問題がある。

また、以下に示すAIA (1941) の「結合財務諸表の利点」に見られる、「予見することが不可能な状況があるため」、過年度から繰越されてきた利益剰余金への賦課項目として、過年度の財務諸表数値の遡及修正項目を考えるという主張もあり得る。しかし、「予見することが不可能な状況」があるなら、その予見不能

面的に改訂が必要になるであろう」との記述に見られる、将来事象の結果が判明した時点で、遡及的に財務諸表数値の修正を行うという考え方にも、合理性がないことがわかる¹¹⁾。そうだとすれば、将来に判明したある事象の結果は、理論的には、その事象の結果が判明した時点が属する会計期間の損益計算上で考慮されることになる¹²⁾。

な事象が起こった期の期間利益計算に、その事象の影響を反映させるという考え方も、当然成立する。従って、「予見することが不可能な状況があるため」という点に注目しても、「過年度の財務諸表数値の遡及修正」という会計処理を導くことはできないことがわかる。

「…何年にも渡って、資本関係の取引から直接に生じるもの以外の、事業の全ての原価、費用、そして損失は、利益に賦課されるのが明らかに望ましい。もし、この原則が、実務上完全に実行できるのならば、最終純利益の分配及び留保を除いて、利益剰余金に対して賦課されるものは、何もないであろう。これが、おそらく全ての人が同意するであろう理論的な理想であるが、予見することが不可能な状況があるため、それはしばしば達成することができない。当期の損益計算書から除外することが正当化されたとしても、一連の年の累積的な利益総額に明確に影響を与える賦課が、時として剰余金に対してなされる。」(傍線筆者)

- 11) 過年度の財務諸表を遡及修正する余地がある1つの場合は、過年度に作成された財務諸表に何らかの虚偽があったことが後に判明し、その虚偽を訂正する場合であろう。この点については、FASB (1977), 11項(a)を参照。
- 12) この考え方は、FASB (1977), 10項の「…ある期間に認識される全ての利益及び損失項目は、偶発損失から生じる見積もり損失の発生額を含め、当年度の純利益決定の際に含められることになる。」に反映されている。この主張との関係で、FASB (1977), 25項には、以下のように記されている。

「…審議会は、ある期間に認識された何かの利益及び損失項目を、その期の純利益の決定から除外するかどうかの意思決定は、予想される何かの利用者又は利用者の集まりが便益を受けるであろうということを決し、その決定に基づいてなされるべきである、と信じている。例えば、過年度の事業と明確に関係している、当年度の事業と関係していない利益及び損失項目は、それらを含めることによって、その時点の投資家や潜在的投資家が誤導されるかもしれないので、当年度の純利益の決定からは除かれるかもしれない。」(傍線筆者)

ここでも、何をもち「過年度の事業と明確に関係している、当期の事業と関係していない」と言うのか、そして、何をもち「予想される何かの利用者又は利用者の集まりが便益を受ける」と言うのか、あるいは「その時点の投資家や潜在的投資家が誤導される」と言うのか、操作的に示されていない。FASB (1977), 10項にあるような、将来に判明した事象の結果(利益及び損失項目)を、その期の損益計算上で反映させる旨を主張する場合でも、常に検証が必要になるような、「予想される何かの利用者又は利用者の集まりが便益を受けるかどうか」、あるいは「その時点の投資家や潜在的投資家が誤導されるかどうか」

一方、[図2] (1)が、タイプBの未確定事項を想定しているとして、最終的な販売価格が決定されず、「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になる」ような財務諸表は、利用者の意思決定の判断材料として有用ではないことを理由に、「意見差控」を導こうとする論者がいるかもしれない。しかし、先に述べたように、この遡及的な財務諸表の修正という考え方自体に合理性がないので、そのような財務諸表及び「財務諸表の有用性」を、監査人の対応を考える上で問題にする余地は、そもそもないはずである。従って、監査人の対応として、意見差控を導くこともできない。

「財務諸表の有用性がない」という視点を持ち出すのであれば、財務諸表上の見積もり金額の合理性を監査人が確かめられない状況において、一定の潜在的な重要な虚偽表示の金額的影響が、他の財務諸表項目にどの程度影響を与えるのか（坂柳（2006b, 157-164）を参照）という意味の「浸透性」があることを前提にし、利害関係者が、その会社に対する意思決定を行うに当たって、財務諸表以外の代替的な情報を探索する必要があるという意味で、その「財務諸表に有用性がない」と監査人が判断した結果、「意見差控」が選択される、という論理展開の方が、説得力があるだろう（同じく坂柳（2006b, 157-164）を参照。）¹³⁾。そうすると、[図2] (1)がタイプBの未確定事項を想定している

を問題にするのではなく、本文で述べたような、財務諸表作成時点において、その時点で入手不能な情報まで考慮しないと把握できない将来事象の最終的結果を、財務諸表に反映させることが、原理的に不可能であることを問題にし、その点を根拠にした方が、説得力があるだろう。

- 13) AIA (1950) の、「2 節：公認会計士の報告書」の「公認会計士の報告書に限定が付されるであろう」には、次のように記されている。

「一般に、無限定適正意見の表明を保証するのに十分完全な監査を公認会計士が行えなかった時に、あるいは、会社が訂正することを好まないところの一般に認められた会計原則違反を彼が発見した時に、限定意見を表明する必要性が生じる。これらの状況のどちらかが存在する時に、公認会計士は、その意味と重要性を考量する。もし、自身による限定があることを考慮して読まれる財務諸表であっても、それが財政状態と経営成績の合理的な評価を可能にするものであれば、彼は、限定意見を表明する。」（※）（傍線筆者）

本文で問題にしているような、経営者の見積もり金額の合理性を監査人が確かめられない結果、利害関係者が、財務諸表以外の代替的な情報を探索する必要が

と考えた場合でも、その状況を表現する際に、「損益計算書上は、売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になる」の記述は、不要であることがわかる。

2-1-3 Palen (1955, 409) 中の「潜在的な影響」を考慮することの合理性—タイプBの未確定事項の場合

以上を踏まえると、[図3]に見られた、製品の「最終的な価格の決定」が、財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響を、現在確かめることができない」旨の記述の合理性も、評価することができる。[図3]の記述の文脈に注目すると、ここでの「潜在的な影響」は、国防用製品の最終的な価格が決定されなかったことに起因して、問題になっていると言ってよい。そうすると、[図3]は、当期の財務諸表作成上、製品の販売価格が決定されないことに起因して、当期の財政状態や経営成績が何通りにも決まると考えた場合に、想定できる様々な財政状態や経営成績と、製品の販売価格の見積もり数値を反映した、実際の期末の財務諸表に表されている財政状態や経営成績との間の金額的乖離のことを「潜在的な影響」と言い、その金額的乖離がどの程度なのかが監査人にわからないことを指して、「潜在的な影響」を監査人が「現在確かめることができない」と言っている、と推察される。

[図3]が、製品の「最終的な価格の決定」のように、当期の財務諸表に対する監査人の対応決定後の将来にしか判明しない事象の結果に注目するのは、

ある—その意味で、財務諸表に有用性がない—と監査人が判断するに至る原因として、※にある表現を用いて、利害関係者にとって「財政状態と経営成績の合理的な評価」が不可能になると監査人が判断したこと、が考えられる。

※は、除外事項があった場合の監査人の判断規準を記しているが、利害関係者にとって、「財政状態と経営成績の合理的な評価」が可能かどうかという点は、一般に認められた会計原則（GAAP）に従っていることが監査人に確かめられていない財務諸表項目がある場合には、常に問題になるはずである。従って、「財政状態と経営成績の合理的な評価」が可能かどうかという点は、除外事項があった場合だけでなく、タイプBの未確定事項に監査人が直面した場合にも、問題になるであろう。

やはり、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」との思考があるからであろう。しかし、先述の通り、当期の財務諸表作成段階で把握不能な事態を考慮して、将来事象の最終的結果を当期の財務諸表に反映することは不可能である。そうだとすれば、最初から反映させることが不可能な数値を持ち出して、その数値と、当期の財務諸表で表されている財政状態と経営成績との金額的乖離、即ち、当期の財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」を考慮することにそもそも意味はないし、それを監査人の対応決定上考慮すると考えるのは、同じく意味がないであろう。従って、「潜在的な影響」を監査人が確かめることができないことを取り上げて、監査人の対応が意見差控になる旨を示す[図3]の文例は、不適切だということになる。

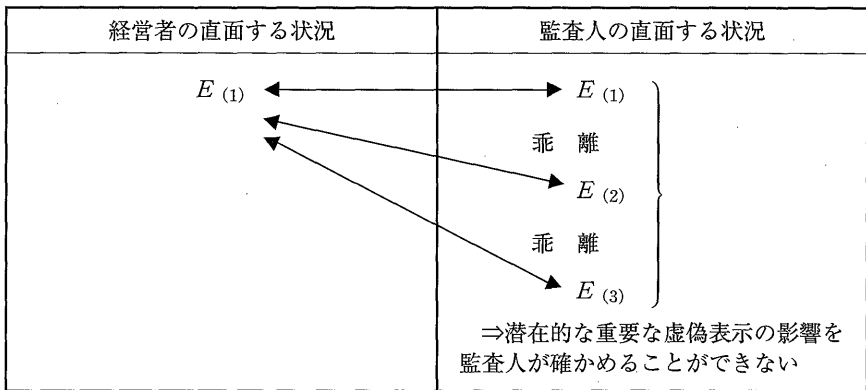
それでは、タイプBの未確定事項を想定していると解釈できる[図2](1)が、「意見差控が論理的な取り扱い」と主張する際に、理論的にはどのような「潜在的な影響」を考えればよかったのだろうか。「国防用製品の販売価格」が「最終的に決定されな」いにしても、当期の財務諸表作成上は、製品の販売価格が見積もれない場合と、見積もれる場合の、両方が考えられる。経営者が見積もり数値を認識している場合でも、実際の経営者の見積もり数値 $(E_{(1)})$ が不合理であることが監査人に確かめられたら、合理的な見積もり数値 E_{α} と実際の見積もり数値 $E_{(1)}$ との差額は、財務諸表に与える「確定的な」影響(除外事項の影響)を表す¹⁴⁾。

しかし、今問題になっているような、「監査人も会社も統制することができない」事項に起因して、見積もりの合理性を監査人が確かめられない場合には、実際の経営者の見積もり数値 $(E_{(1)})$ と、合理的な見積もり数値の候補となる数値(例えば、 $E_{(1)}$ 、 $E_{(2)}$ 、 $E_{(3)}$)の間に、乖離(例えば、 $(E_{(1)} - E_{(2)})$ 、 $(E_{(1)} - E_{(3)})$ 、 $(E_{(1)} - E_{(1)} = 0)$)があることになる。ここで、 $(E_{(1)} - E_{(2)})$ 、 $(E_{(1)} - E_{(3)})$ が、それぞれ金額的に重要な乖離であるとし、この乖離を「財務諸

14) 厳密に言うと、監査上除外事項がある場合であっても、財務諸表に与える虚偽表示の影響が確定しない場合もある。坂柳(2005b, 256-261)の説明及び坂柳(2005b, 260)の[図8]のパターンⅢを参照。

表に与えている影響」という点から捉えると、この乖離は、経営者の見積もり数値 $E_{(1)}$ の合理性が監査人に確かめられていない場合には、合理的な見積もり数値が $E_{(1)}$ とは限らず、 $E_{(2)}$ や $E_{(3)}$ である可能性があることに注目した、「潜在的な重要な虚偽表示の影響」を表すことになる。そうすると、(1)：[図3]中の「潜在的な影響」は、「潜在的な重要な虚偽表示の影響」という意味の金銭的「乖離」を表すように、そして、(2)：財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」を監査人が「現在確かめることができない」旨の記述は、例えば、その「潜在的な影響」が $(E_{(1)} - E_{(1)} = 0)$ であるのか、 $(E_{(1)} - E_{(2)})$ であるのか、それとも $(E_{(1)} - E_{(3)})$ であるのか、監査人にわからないことを表すように、[図3]の記述を改めれば、筆者は、その改められた[図3]の「意見差控」が、タイプBの未確定事項に直面した場合の「意見差控」として、十分理解可能であった([図5])。

[図5]



2-1-4 Palen (1955, 408-409) の合理性—タイプAの未確定事項の場合

[図2](1)が、タイプAの未確定事項を想定していると考えた場合でも、議論の筋は同じである。経営者が、製品の販売価格が見積もれないと判断した場合でも、当年度の財務諸表作成段階で、製品の販売価格が決定されていないこ

とに、変わりはない。販売価格が決定されていないことによって、財務諸表の売上数値が決まらず、会社の財政状態や経営成績がいかようにも決まると考え、見積もりが反映されていない期末時点の財務諸表上の数値と、複数想定される財務諸表の数値との金額的乖離のことを、[図3]は、財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」と考え、この潜在的な影響を、監査人が「現在確かめることができない」と言っている、と推察される。

[図3]が、監査人の対応決定後の将来にしか判明しない事象の結果に注目するのは、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」と考えているからであろう。しかし、2-1-3で述べたように、当期の財務諸表作成段階で把握不能な事態を考慮して、将来事象の最終的結果を当期の財務諸表に反映することは不可能であり、最初から反映することが不可能な数値を持ち出して、それが財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」を問題にするのは、意味がなく、不適切であろう。また、そのような潜在的な影響を監査人が確かめることができないことを持ち出して、監査人の対応が意見差控になる旨を示す[図3]の文例も、不適切である。

同様に、最終的な販売価格が確定せず、「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になる」ような財務諸表が、利害関係者の意思決定の判断材料として有用ではないことを理由に、監査人の対応が意見差控になることを主張する論者がいるかもしれないが、この遡及的な財務諸表数値の修正という考え方自体に合理性がないので、この考え方を用いて、監査人の対応が意見差控になることを導くことはできない。また、[図2](1)が、タイプAの未確定事項を想定していると考えられる場合であっても、その状況を説明する際に、「損益計算書上は、売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になる」の記述は、不要であろう。

最終的な販売価格が確定しておらず、販売価格の見積もりができない状況であれば、経営者にその旨を注記に開示させ、その開示の十分性を監査人が確かめればよいはずである。他の除外事項がなければ、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応は、「無限定適正意見のみ」になる(坂柳(2006a, 155-179)。

を参照。)。タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応を考える上では、タイプBの未確定事項の場合と違って、「財務諸表の有用性がない」という点を持ち出す必要がないであろう。経営者の判断に、監査人が同意している状況が問題になっているからである。

2-1-5 Palen (1955, 408-409) 中の「利益剰余金が意味のないものになる」の合理性

さて、最後に [図2] (1)の、「利益剰余金が意味のないものになる」との記述を検討しよう。これは、記述の順序から見て、製品の販売価格が決定されていないことによって生じる事態についての記述と考えられる。その後の、財務諸表数値の遡及修正について示した「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になる」との記述も、製品の販売価格が決定されていないことを受けた記述であった。このような、売上数値に遡及修正が必要だとする考え方は、最終的な販売価格の決定がなされていない状況において、(1): 経営者が見積もった販売価格は、「暫定的なもの (不確かなもの)」であることを前提にしているのだろう。そうすると、ここでの「利益剰余金」も、最終的な販売価格が決定されていないことに起因して、暫定的な販売価格をもとに計算された暫定的なものに過ぎないという点が考慮されて、「意味のない」という考え方が、出されているのであろう。また、(2): 経営者が製品の販売価格を見積もれないと判断した場合でも、当期の財務諸表に最終的な製品の販売価格は反映されておらず、その点を踏まえて「利益剰余金が意味のないものになる」とされている、と推察される。

しかし、繰り返しになるが、財務諸表数値の遡及修正という考え方自体に合理性がなかったのである。そうだとすると、ここでの利益剰余金について「意味のない」という評価を下すのは、不適切であろう。従って、[図2] (1)がタイプAとB、どちらの未確定事項を想定していても、最終的な販売価格の決定がなされていないことによって、利益剰余金が意味のないものになり、そのことを理由に、監査人の対応として、「意見差控」を導く議論も成立しないこと

がわかる。

2-2 Palen (1955, 377) について

続いて、2-1の[図2](2)について検討しよう。まず、[図2](2)の「不確実性」という表現や、「彼(監査人—筆者注)にも会社にもその結果を決定することができない」という表現を見ると、[図2](2)で言われている「偶発事象」では、坂柳(2006a, 131)の「将来に起こる事象の結果が決定されていない(様々な事象が将来に起こり得る)」という意味での不確実性がある状況が想定されていると言ってよい。

それでは、この[図2](2)の「彼にも会社にもその結果を決定することができない」状況は、タイプAとB、どちらの未確定事項であろうか。Palen(1955, 377)は、[図2](2)で示されている状況として、例えば、次のものを挙げている([図6])。

[図6]

(1): 「2. 所得税に関する不確実性:

我々には、連邦所得税に関する負債額を合理的に決定することができないことを除いて、我々の意見では、…」

(2): 「3. 受取勘定に関する不確実性:

我々の意見では、受取勘定の回収に当たっての損失に対する引当金の十分さについて述べるすることができないことを除いて…」

[図6](1)では、連邦所得税に関する負債額の見積もりが行われているかどうかはわからないが、[図6](2)では、受取勘定の回収不能損失についての引当金が計上されていることが推察される。そうすると、[図2](2)では、「彼にも会社にもその結果を決定することができない」としか書かれていないが、そこでは、経営者が見積もりを行っている状況も、想定されていることがわかる。

ということは、[図2](2)では、「決定」≠「見積もり」という理解のもとで、

タイプBの未確定事項が想定されている可能性があると言える。[図2] (2)中の「限定意見」として想定されているのは、[図6] 及び [図6] で紹介していない監査報告書の文例を示した Palen (1955, 377-378) から判断して、subject to opinion か、「～を除いて」という留保が付された意見であるが、それらで紹介されている形に限らず、[図2] (2)の記述が、タイプBの未確定事項を想定したものと考えるなら、経営者の見積もりの合理性が確かめられなかった旨を利害関係者に示すような形の「限定意見」が必要になるであろう。

一方、[図2] (2)の「彼にも会社にもその結果を決定することができない」状況では、「決定」＝「見積もり」という理解のもとで、当然タイプAの未確定事項も排除されない。しかし、それに直面した監査人の対応として、[図6] や [図6] 以外の監査報告書の文例を示した Palen (1955, 377-378) にあるような「限定意見」が導かれる余地はない（2-1-4を参照）ので、[図2] (2)がタイプAの未確定事項を想定しているとしたら、筆者は、そこでの監査人の対応についての主張を理解できない。

2-3 2節のまとめ

2節では、Palen (1955) の合理性を検討した。Palen (1955, 408-409) ([図2] (1)) の「監査人も会社も統制することができない事項」や、Palen (1955, 377) ([図2] (2)) の「彼にも会社にもその結果を決定することができない何かの偶発事象」は、いずれもタイプAとB、両方の未確定事項が想定されている、と解釈できた。Palen (1955) では、2つのタイプの未確定事項が混在していたのである。混在が見られるので、それぞれの未確定事項に直面した監査人の対応も、整備されていなかった。

また、[図2] (1)や [図3] に見られる「意見差控」が、監査人によってなされる状況は、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」との考え方を前提にして、過年度の財務諸表数値の遡及修正がなされる、と考えられる状況であった。このことは、[図2] (1)が、タイプAの未確定事項を想定していると考えた場合も、タイプBの未確定事項を想

定していると考えた場合も、そうであった。しかし、財務諸表作成段階において把握不能な事態まで考慮して、「将来に起こる事象の最終的結果を財務諸表に反映させる」ことは、不可能である。反映させることが不可能であるにもかかわらず、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」と主張することはできないし、将来事象の結果が判明した時点で、遡及的に財務諸表数値の修正を行うという考え方にも、合理性がないことがわかる。

[図2] (1)には、「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になるであろう」という表現 (①) と、「利益剰余金が意味のないものになる」という表現 (②)、そして [図3] には、製品の「最終的な価格の決定」が財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」という表現 (③) が見られた。これらの表現は、3つとも、過年度の財務諸表数値の遡及修正を前提にした記述であったが、この考え方に合理性がない以上、[図2] (1)が、どちらのタイプの未確定事項を想定していても、①の記述は不要であった。また、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応として「意見差控」を導く際に、③に見られる「潜在的な影響」を考えることに意味はなかったし、[図2] (1)がタイプAの未確定事項を想定していたとしても、監査人の対応を考える上で「潜在的な影響」を問題にするのは、同じく意味がなく、不適切であった。そして、同じく [図2] (1)が、どちらのタイプの未確定事項を考えていても、②について言えば、「利益剰余金が意味のないものになる」と評価するのは不適切であるし、そのことを根拠に、監査人の対応として「意見差控」を導くことはできなかった。

3. Carmichael (1972) の評価

3-1 Carmichael (1972) が想定する未確定事項 — 2つの未確定事項の混在

2節では、Palen (1955) の合理性を検討した。3節では、Carmichael (1972) の合理性を検討する。まず、Carmichael (1972, 64-65) は、2節で検討した Palen (1955, 408-409) に見られる「監査人も会社も統制することができない

事項」([図2](1))や、Palen (1955, 377)に見られる「彼にも会社にもその結果を決定することができない何かの偶発事象」([図2](2))について、特に異議を唱えないまま議論を行っている。この2つは、2節で検討したように、タイプAとBの未確定事項両方を想定しているという解釈が成り立ったが、Carmichael (1972, 64-65)では、その点の指摘が見られない。

また、[図2](1)の、「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になるであろう」の記述(*)に見られる、「財務諸表数値の遡久修正」という考え方が合理的かどうか、そして、タイプAあるいはBの未確定事項を示す表現として*の記述が適切かどうかを、Carmichael (1972, 64-65)は検討していないし、同じく[図2](1)の「利益剰余金が意味のないものになる」ことを根拠に、監査人の対応として「意見差控」が導けるのかどうかも検討していない。そして、[図3]の(財政状態や経営成績に与える)「潜在的な影響」を、(1):タイプBの未確定事項に監査人が直面した場合の「意見差控」を導く際に問題にする余地があるかどうかについても、また、(2):タイプAの未確定事項に直面した場合の対応を考える上で、このような「潜在的な影響」を問題にする余地があるかどうかについても、Carmichael (1972, 64-65)では検討されていない。加えて、[図2](2)については、そこに示されている「限定意見」を、監査人が表明する余地があるかどうかについて、Carmichael (1972, 64-65)では触れられていない。

つまり、Carmichael (1972, 64-65)は、Palen (1955, 408-409)やPalen (1955, 377)の記述自体の合理性を問うていないのである。Carmichael (1972, 64-65)は、Palen (1955, 408-409)やPalen (1955, 377)の記述の合理性を問わなくてよい理由を説明していないので、Carmichael (1972, 64-65)は、筆者や読者から「問題あり」と評価されることになるであろう。

一方、Carmichael (1972, 5)では、「(主要な)不確実性((major)uncertainties)」は、「監査人も、会社の経営者も、他の誰も、ある事象の結果を予測することができない状況」とされている。この記述は、本稿で言う「除外事項」について記述したものではないが、これについても、「予測」という言葉を「見積もり」

と捉えるか、それとも、経営者は、ある事象の最終的結果を「予測できない」だけで、財務諸表作成段階で入手可能な情報を用いて「見積もりはできる」と考えるのかによって、想定されている未確定事項が、タイプAなのかBなのかが決まってくる。ここまでの検討によって、Carmichael (1972, 5) では、タイプAとBの未確定事項が混在していることがわかる。

もっとも、Carmichael (1972, 58) には、「さもなければ、思う通りに解決されたような、合理的な見積もりができない異常な不確実性」(*) という記述もあり、そこでは「見積もりができない」と明示されている。先ほどの「監査人も、会社の経営者も、他の誰も、ある事象の結果を予測することができない状況」と合わせて考えると、*の記述は、「予測」=「見積もり」のもとの、タイプAの未確定事項を想定していると言えそうである。

しかし、同じCarmichael (1972, 58) でも、「結果の不確実性 (*Uncertainty of Outcome.*)」のところの、「(1)将来の進展、あるいは経営者以外の第三者による将来の決定に依存している、ある事象の結果」が問題になる状況や、「(2)実現するかどうかが合理的に決定できない時の資産の評価」が問題になる状況では、経営者が将来事象の結果について、見積もりを行っている状況も、排除されないはずである。実際、Carmichael (1972, 58) には、次の記述もある ([図 7])。

[図 7] は、監査範囲の制限や会計原則 (会計基準) 準拠性違反という意味での除外事項には言及していない。一方、[図 7] の「投資」であるが、Blough

[図 7]

「結果の不確実性についての重要性は、「小規模事業へ投資する会社」(SBIC)の監査の問題に関係して、Carman Bloughによって考慮された。SBICの主要な資産は、小規模で、リスクの高い会社への投資を表している。通常、SBICの監査人は、これらの投資額に対して、限定意見が必要になるほどに繰越されているような、その投資額の評価の適正性について、十分留保している。Blough氏によれば、いくつかの状況では、限定意見でさえ正当化されないであろう。」(傍線筆者)

[図 8]

「…これらの投資は、通常5年から20年の期間に渡る長期貸付金の形のこともあれば、持分証券の形もあり、そして通常、これらの投資は、銀行が取り扱うであろうタイプのものではない。さらに、SBICの貸付金の条件は、従来からある全ての資金源が断たれるまで、資金調達のために小規模事業会社がSBICのところに行くことはめったにないほどのものである。従って、SBICの投資は、高リスクの会社に対するものとして認識されなければならない。これらの投資は、無価値になるものもあれば、最終的に非常に価値が高くなるかもしれないものもある。」(傍線筆者)

(1963, 71) では、次のように記されている ([図 8])。このような投資額については、「これら (投資額のこと—筆者注) の大部分は、値段のついた市場価値が全くなく、その発行者の財務諸表は、おそらく入手できないであろう。たとえ財務諸表が入手できても、それは近時のものではないかもしれず、そして監査が法的に要求されていないので、財務諸表は、証明されていない可能性がある。」(Blough (1963, 71)) とされている。また、[図 7] では、「投資額の評価」としか書かれていないが、これには、回収不能損失が見積もれないような「投資額の評価」だけでなく、それが見積もれる場合が当然含まれるはずである。実際、以下の [図 9] に示すように、Blough (1963, 71) では、「投資額の評価」に関して、発生可能性のある損失に対する引当金の設定が問題に

[図 9]

「…しかしながら、投資額の評価の適正性、及び SBIC の経営者が設定することを強く望んでいるかもしれない投資額についての発生可能性のある損失に対する引当金について、独立監査人の側の合理的な判断については、絶対的な正確さは、必要ない。いくつかの場合には、損失に対する引当金又は投資額の切り下げ額が—即ち、過度なものではないが、保守的に見て十分なものであるという意味で—適正であることに、独立監査人が完全に満足するであろう十分な情報があるかもしれない。…」(傍線筆者)

なっていることがわかる¹⁵⁾。

もっとも、[図7]の「投資額の評価」が「回収不能損失が見積もれないような投資額の評価」を指しており、その「見積もれない」との経営者の判断に、監査人が同意していれば、[図7]で問題になっている状況は、タイプAの未確定事項になるが、それに直面した監査人が、[図7]にあるような、「その投資額の評価の適正性について、十分留保」することは、論理的に導けないし、まして「Blough氏によれば、いくつかの状況では、限定意見でさえ正当化されない」事態は、起こらない。タイプAの未確定事項に関する開示の十分性を監査人が確かめ、他の除外事項がなければ、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応は、「無限定適正意見のみ」になる(2-1-4を参照)からである。そうすると、少なくとも筆者は、[図7]の記述内容は、タイプBの未確定事項に言及したものと理解することになる。読者の方々はどうか。

Carmichael (1972, 58)で参照されているBlough (1963)によると、[図7]に見られる「投資額の評価の適正性」を監査する際には、監査人は、「各投資についてのSBICの取締役の評価及びそのような価値が適切であると結論づける彼らの理由について、彼らによる書面による陳述(written representation)を要求」(p.72)し、続いて、その監査は、「定期的に公表される中間財務諸表、SBC(この言葉は、Blough(1963)では定義されていないが、Blough(1963)に見られる「SBICの投資先」という文脈¹⁶⁾を捉えると、SBCの意味として、“Small Business Company (Companies)”が考えられる。—筆者注)を評価するあらゆる報告書や書面の写し、所得税申告書の写し等を通常含むであろう、各SBCに関係するSBICのファイルを撤退的に査閲することによって、論理

15) Blough (1963, 72)にも、「…独立監査人は、発生可能性のある損失に対する全体の引当金が合理的であることに満足するかもしれないが、…」(傍線筆者)との記述がある。

16) Blough (1963, 72)に見られる、(1):「もし、SBCへの投資が、SBICの財政状態を描写する上で、重要な項目であるなら、…」(傍線筆者)の記述、及び(2):「特定のSBCに対するSBICの投資の最初の段階では、…」(傍線筆者)の記述を参照。

〔図10〕

「これらの投資額を十分に評価するためには、その発行者の事業についての内部情報が必要かもしれないが、そのような情報は、SBICの経営者には利用できないかもしれない、ましてその独立監査人はなおさらである。…」(Blough (1963, 71)) (傍線筆者)

「…SBICの投資ポートフォリオの公正価値について、結論に到達することの困難さは、根底にある情報の信用の基礎が全くない時には、克服することができない。」(Blough (1963, 72)) (傍線筆者)

的に行われるであろう。」(p.72)とされている。しかし、「事象の将来の成り行きについての不確実性(uncertainty as to the future turn of events)」(p.71)がある状況において、投資対象資産の市場価値がない等、経営者による評価の合理性を監査人が確かめるに当たっての情報がない場合(〔図10〕を参照¹⁷⁾)には、見積もり数値としての投資対象資産の回収可能額が複数通り算定され、その回収可能額の1つが、経営者の財務諸表上の数値と一致していたら、監査人は、投資額の評価の合理性を確かめられないことになる。この状況は、タイプBの未確定事項であり、それに直面した監査人が、〔図7〕にあるような、「その投資額の評価の適正性」¹⁸⁾が判断できないという意味で、その適正性を「十分留保」する¹⁹⁾ことは理解できるし、同じく〔図7〕の「Blough氏によれば、い

17) 例えば、〔図10〕に見られる「発行者」の財務諸表が監査されていない事態は、本文の「経営者による評価の合理性を監査人が確かめるに当たっての情報がない場合」に該当する。特にその事態を排除する論理が見当たらないからである。また、「将来に何が起るかの評価(assessment of what will happen in the future)」(Carmichael (1972, 69))を行うに当たっての「過去の経験(past experience)」(Carmichael (1972, 69)等)は、本文の「経営者による評価の合理性を監査人が確かめるに当たっての情報」に該当する。「過去の経験」を、ここでの「情報」から排除する論理が見つからないからである。

18) ここでの「適正性」は、「合理性」という意味で理解している。財務諸表項目(見積もり項目)の適正性の監査が問題になっているので、このような理解でよいであろう。

19) 「留保」した場合の監査人の対応としては、例えば、subject to opinionが考えられる。これについては、坂柳(2006b, 157-166)を参照。しかし、同じsubject to opinionでも、Blough(1963, 71)が紹介しているような、「前段落で挙

くつかの状況では、限定意見でさえ正当化されない」との記述も、これが「意見差控」を監査人が選択すべきことに言及したものであれば、筆者はその意味を理解できる²⁰⁾。

以上見たように、Carmichael (1972) では、(1): 経営者による会計上の対応として、見積もりができるかどうかという視点が明示されていないため、タイプAとB両方の未確定事項を想定していると解釈できる記述(タイプAとB, どちらの未確定事項を想定しているのかが簡単には判別できない記述)がある。また、Carmichael (1972) では、(2): タイプAの未確定事項を想定しているとすると、監査人の対応に関して、理論的に見て誤りである記述(「無限定適正意見のみ」以外の対応が導ける余地がある旨の記述)が見られる²¹⁾。この(1),

げた投資額の簿価が実現することを条件として、我々の意見では…」(傍線筆者)という形の意見表明、即ち、「特定事象の発生を条件にした(前提にした)意見表明」には、財務諸表利用者に対して、監査人が直面している状況をわからなくさせる、という伝達上の問題がある。その問題については、坂柳(2006c, 107-115)で説明したので、詳しくはそちらを参照頂きたい。

- 20) 本文で紹介した Blough (1963) の議論は、特殊な題材を扱っているため、特殊な題材から導かれたタイプBの未確定事項を認める必要はない、との批判も考えられる。しかし、仮に何かの基準で特殊な題材であることが認定されたとしても、そこから導かれる概念(及びその概念から導かれる監査人の対応の体系)が、誰もが認める普遍的(一般的)なものであれば、研究上の財産としては、何も問題がないはずである。

また、特殊か一般かというのは、事実の問題(監査人が、経営者の見積もりの合理性を判断するための情報を入手できるかどうかという個々の事実の問題)である。そうだとすると、仮に、ある一時点でその事実が観察されなくても、将来に観察される可能性は、あるわけである。従って、特定の一時点において特殊かどうかを問題にすること自体に、研究上の意味は、ないことがわかる。以上より、本脚注の冒頭に示した批判には、説得力がない。また、ある題材なり事例によって、特定概念を導出しようとする際に提起される批判という点で、本脚注の批判と共通するタイプBの未確定事項に対する批判及びそれに対する筆者の反論として、坂柳(2005b, 248-249)の脚注2を参照頂きたい。

- 21) 以上の(1)と(2)は、本稿の Palen (1955, 377) と Palen (1955, 408-409)、及び2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定にも当てはまる(坂柳(2006b, 167-175)を参照)。また、坂柳(2006b, 139-141)で紹介した Pany and Whittington (1997, 78)、坂柳(2006c, 95-102)で検討した AIA (1942)、そして同じく坂柳(2006c, 107-116)で検討した AICPA (1962)の45~46項にも当てはまる。

(2)に該当する記述として、他には、例えば、以下のものを参照頂きたい([図11])。

まず、[図11]に見られる「除外事項」であるが、本稿及び筆者の未確定事項プロジェクト全体で言う「除外事項」には、文脈上 [図11] の「除外事項」が想定していると推察される、「将来に起こる事象の結果が決定されていない(様々な事象が将来に起こり得る)」(坂柳 (2006a, 131) を参照) 状態を意味する「不確実性」が問題になるところの項目を含めていない。それは、「未確定事項」(タイプAでもBでも)の特徴を、監査範囲の制限があったところの

[図11]

- (1): 「専門的能力 (expertise)」の範囲内かどうかの規準が、報告に与える最も重大な影響は、異常な不確実性に基づく意見の限定又は意見差控の領域の中にある。…」(p.63) (傍線筆者)
- (2): 「浸透性 (pervasiveness)」の報告規準は、除外事項が異常な不確実性と関係する時に、意見差控が必要かどうかについての重要な指標でもある。…」(p.64) (傍線筆者)
- (3): 「「有益性 (utility)」という見出しのもとで分類された報告規準は、相互に関連しており、意見差控が要求されるほどに、余りに全ての項目に及んでいるような不確実性は、除外事項の原因となる項目の性質によって、おそらく示されるであろう。」(p.65) (傍線筆者)
- (4): 「「反対に、ある不確実性の最終的な帰結が、もし切迫していなければ、意見差控の必要性を示すであろうあらゆる前提が、それに応じて減ることになる。…」」(p.74) (傍線筆者)
- (5): 「「有益性 不確実性に基づく除外事項の、予想される相対的な大きさが、監査報告書上除外事項が必要になるほど十分大きい、という決定がいったんなされたら、注意は、限定意見が適切か、あるいは意見差控が適切かを主として決定する要因としての、報告上の有益性に移る。…」」(p.74) (傍線筆者)
- (6): 「「特定の、局所的に把握された (localized) 不確実性は、まれにしか生じないわけではない。偶発債務や、資産の回収可能性に疑義がある状況は、よく知られた例である。これらの場合には、もしその項目が重要であれば、限定意見がなされるべきである、との推定がなされる。除外事項の原因となる項目のさらなる詳細な分析によって、限定が必要となることは全くない、あるいはいくつかの異常な場合には、意見差控が適切であることが示されるかもしれないが、限定意見が、一般的な慣例として期待されるであろう。」」(p.75) (傍線筆者)

(7): 「反対に、監査人が不確実性を理由とした限定意見又は意見差控を出した時に、報告書の読者が合理的に期待することは、除外事項が財務諸表に与える影響を、監査人が評価することができなかった、ということのはずである。…」
(p.75) (傍線筆者)

(8): 「浸透性 報告上の有益性を評価する際に、監査人によって形成される、鍵となる決定要因のうちの1つは、不確実性に基づく除外事項の浸透性と関係している。もし、除外事項が個別的に把握 (isolated) でき、財務諸表にとってのその除外事項の意味が明白であったならば、限定意見を表明すれば、その状況は、報告書の読者に十分伝わるであろう。他方、財務諸表の評価が事実上不可能になる程度まで、その除外事項が財務諸表に広がっているのであれば、限定意見は正当化されない。

浸透性のある不確実性は、基本的に2つのタイプがある。(1): 1つは、事業体の継続的存在を脅かす不確実性であり、(2): もう1つは、事業体の事業と強い程度の関係があり、いくつかの財務諸表項目と相互に関係している不確実性である。実際上、意見差控の最も通常の原因は、その事業体の継続的存在の脅威になる不確実性である。

相対的な大きさの点で、かなり巨額の項目についての不確実性の存在は、通常でないというわけではないが、非常に頻繁に意見差控につながるというわけではない。偶発債務、あるいは資産の回収可能性に問題がある状況のような多くの不確実性は、会社の資金調達に負担をかけるが、継続的存在を脅かすものではない。大抵の場合、これらの不確実性は、金額は大きい、個別的に把握でき、それが財務諸表に与える影響は、限定意見を表明することによって、十分に示すことができる。…」 (pp.79-80) (傍線筆者)

(9): 「浸透性のある不確実性には、もう1つのタイプ—著しい数の財務諸表項目に重要な影響を与えるもの—があり得るが、現在の報告規準のもとでは、生じる可能性は、高くはない。…考えるに、再交渉のケースのように、もし収益の主要な部分が不確実性にさらされていれば (subject to uncertainty)、損益計算書に与える影響は、余りに広範に及ぶかもしれないので、意味のある意見表明を行うことができない。しかしながら、収益の十分金額の大きい部分は、通常、意見表明を排除するほどの不確実性にさらされているわけではない。」
(p.82) (傍線筆者)

項目や、会計原則 (会計基準) 準拠性違反が確かめられたところの項目を表す「除外事項」と対比して考えるためであり、「除外事項」に含めない方が、議論が整理でき、読者に理解してもらいやすいと判断したためである。

次に、[図11]に見られる「浸透性」であるが、本稿及び未確定事項プロジェクト全体で言う「浸透性」は、坂柳（2006b, 157-164）で問題にしたような、「一定の潜在的な重要な虚偽表示の金額的影響が他の財務諸表項目に影響を与える場合のその程度」という意味であるが、[図11]では、「浸透性」は、明示的には定義されていない。そこで、[図11]の「浸透性」の意味を推察するのであるが、[図11] (8)の「事業体の事業と強い程度に関係があり、いくつかの財務諸表項目と相互に関係している」という記述に注目しよう。(2)と(9)にも「浸透性」の記述はあるが、(2)、(8)、(9)の3つで、概念が異なる旨の主張も見られない。[図11] (8)の記述が、タイプAの未確定事項を想定しているのか、それともタイプBの未確定事項を想定しているのかは、確定的なことは言えないが、タイプBの未確定事項を想定していると解釈する余地はある。そうすると、[図11] (8)の「いくつかの財務諸表項目と相互に関係している」という記述の「相互」の「関係」には、「一定の潜在的な重要な虚偽表示の金額的影響が他の財務諸表項目に影響を与える」関係（※）も含まれるはずである。※の関係も、財務諸表項目相互の関係を問題にしているからである。また [図11] (8)の記述が、タイプAの未確定事項を想定していると考えた場合には、それに直面した監査人の対応は、「無限定適正意見のみ」になるので、「浸透性」の概念を問題にする余地は、そもそもないであろう。

また、[図11] (8)の「事業体の継続的存在を脅かす不確実性」に直面した場合の監査人の対応については、本稿及び未確定事項プロジェクト全体では取り扱わない。この問題の検討に当たっては、未確定事項に直面した監査人の対応問題の考察結果が、応用できる可能性があるので、筆者は、先に未確定事項プロジェクトの方に、取り組んでいる。

以上、[図11]を理解する上での補足説明を行った。このように、[図11]を見ても、Carmichael (1972) では、タイプAとBの未確定事項が区別されずに、混在していることがわかる。しかし、Carmichael (1972, 69-70) には、経営者の行う「見積もり」も、「判断」の1つであることを念頭に置くと、タイプBの未確定事項のみに言及したと思われる記述もあることがわかる（[図

[図12]

「監査人は、財務諸表の作成に当たって行われる、会計測定に付随する不確実性を評価しなければならない。彼は、過去の経験を、将来に関する経営者の判断と関係づける帰納の過程によって、それを行う。正にその性質のために、財務諸表の作成に当たって行われる見積もり、概算、そして判断は、何が実際に生じると予想されるのかという点では、正確とはなり得ない。監査人には、その判断が過去の経験に照らして合理的であるか合理的でないかを結論づけるか、あるいは判断を形成できないと結論づけるか、のどちらかができるだけである。」(傍線筆者)

12])²²⁾。

なお、タイプAとB、どちらの未確定事項に言及しているのかは定かでないが、Carmichael (1972, 86) は、「“subject to” の形の限定 (subject to opinion)」について、次のように述べている ([図13])。仮に [図13] が、タイプBの未確定事項に言及していると考えた場合²³⁾、[図13] は、「“subject to” の形の

22) 他に、Carmichael (1972, 76-77) では、「投資会社の有価証券のポートフォリオが、時価が即座には入手できない投資を含んでいるならば、取締役会は、有価証券の「公正価値」を決定しなければならない」(p.76) 状況が問題にされ、SEC (1977, 217) にある、タイプBの未確定事項に直面した場合の監査報告書(坂柳 (2006b, 152-154) を参照)が、紹介されている (p.77)。

また、Carmichael (1972, 82) では、「ある会社の売上の全てが、クライアントであるその会社の最高経営責任者である人物と同じ人物によって支配されている、唯一の法人顧客に対してなされた」場合のような、「売上が、独立当事者間で行われたとは言えない」場合が取り上げられている。このような場合、販売価格 (the selling price) は、「それが公開市場で決定されていたとした場合の、その価格よりも相当大きいかもしれないし、相当小さいかもしれない」(Blough (1960, 73), Carmichael (1972, 82)) とされている。この時、公開市場で決定されていたとした場合の価格との潜在的な差額 (乖離) が予想されているところの「販売価格」は、経営者が決定した概算値としての見積もり数値の性質を持つであろう。この時監査人が、この販売価格の合理性を確かめられなかったら、その対応として、「意見差控」(Blough (1960, 73), Carmichael (1972, 82)) は、理論的に成立する。

23) [図13] が、タイプAの未確定事項に言及していると考えた場合は、監査人の対応として、理論的にそもそも「“subject to” の形の限定」が採用される余地はない。

[図13]

「…回収不能な勘定の見積もりは、会計の過程に固有の概算であり、そのようなものとして、監査人の能力の範囲内にある。しかしながら、極度に重要な受取債権の回収の確率は、争いが起こされている契約のような、評価する監査人の能力の範囲には入っていない異常な不確実性に、おそらく依存しているであろう。鍵は、資産の分類ではなく、監査人の専門的能力との関連性である。従って、“subject to”の形を使用することは、監査人が判断を形成できても、その判断をしたくない時に、それが使用されるかもしれないので、それは、濫用(abuse)の可能性がある。…“subject to”の形の限定は、その事項に対して、報告書の読者の注意を喚起するが、報告上の有益性は、監査人が行う能力があるところの評価を、読者の側が行うことになってしまうかもしれないので、おそらく達成されないであろう。…」(傍線筆者)

限定」が「濫用」される旨を主張し、その使用を問題視しているが、それは認識の誤りであろう。というのは、[図13]にあるような、「監査人が判断を形成できても、その判断をしたくない時に、それが使用されるかもしれない」という問題は、「“subject to”の形の限定」を適切に用いようとしないうる個々の監査人側の問題であって、「“subject to”の形の限定」及びそれを導く論理体系の問題ではないからである。

例えば、不適正意見を表明すべき旨の規定が監査基準上設けられている状況で、「監査人が無限定適正意見を表明できても、それを表明したくない時に、不適正意見が表明されるかもしれない」ことを理由に、その不適正意見を表明すべき旨の規定に対して、[図13]は、同じように疑義を投げかけるのだろうか。投げかけるとしたら、不適正意見を表明すべき旨の規定は、監査基準上必要ないと言うつもりなのだろうか。監査人が直面し得る状況としては、不適正意見を表明すべき状況も、「“subject to”の形の限定」を行うべき状況も、どちらもあり得るであろう。また、不適正意見を表明すべき旨の規定に対して、疑義を投げかけないとしたら、「“subject to”の形の限定」に対してだけ、[図13]のような懐疑的な主張をするのはなぜだろうか。[図13]の主張は、行き詰まり

を見せるであろう。また、仮に、[図13]の主張を敷衍して、subject to opinionを廃止することを主張した場合には、逆に、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応として、subject to opinionを用意しておかなくてよいのか、という反論が、[図13]に対してなされるであろう。以上より、[図13]にあるような、「濫用」の可能性があることを理由に、「“subject to”の形の限定」に対して否定的な評価を下すのは、不適切であることがわかる。

3-2 Carmichael (1972)の意義と問題点及びCarmichael (1972)に言及している文献の評価

3-1では、Carmichael (1972)の合理性を検討した。Carmichael (1972)では、タイプAの未確定事項を示唆する記述だけでなく、タイプBの未確定事項を示唆する記述も見られる（[図7]、[図12]及び脚注22）が、この点は、理論的に見て評価してよい。しかし、何と言っても、Carmichael (1972)の問題は、明確に（[図1]のように）概念の違いとして、タイプAとBの未確定事項を識別していない点、及びそのことに起因して、それぞれに直面した監査人の対応を論理演繹的に整備していない点である。

それでは、3-1で展開したCarmichael (1972)の議論に対する筆者の評価は、Carmichael (1972)の議論を参照している他の文献と比べて、どのような特徴を持っているのだろうか。この比較検討作業によって、筆者の議論の特徴が、より明確に読者に伝わるであろう。

3-2-1 永見 (1998)について

永見 (1998)は、その全体を通して、Carmichael (1972)の議論を丹念に紹介している。問題は、Carmichael (1972)の議論を理論的な視点から分析しているかどうかである。永見 (1998, 76)は、脚注16でCarmichael (1972, 65, 74-75)を参照して、次のように記している（[図14] (1)）。また、永見 (1998, 77)は、脚注19でCarmichael (1972, 79-80)を参照して、[図14] (2)のように記している。そして永見 (1998, 85)は、[図14] (3)のように述べている。

[図14]

- (1): 「…特定の項目に限定される未確定事項の一般的な例は、偶発債務や資産の回収可能性が疑わしいものが挙げられる。これらの項目には、重要と判断されれば限定意見が表明されるべきである、とする仮説が設定される。この項目をさらに詳細に分析した結果、意見を限定する必要はない、あるいは、項目が著しく異常であれば意見差控とすべきである、との判断をもたらすことになろうが、通常の基準としては、限定意見が予定されるものである。」(p.76) (傍線筆者)
- (2): 「…多くの財務諸表項目に重要な影響を及ぼす未確定事項は、存在しうであろうが現在の報告基準のもとではあり得ず、事例も存在していない。考えられ得るところでは、たとえば契約の再交渉によって収益の大部分が不確実性の影響を受ける場合、損益計算書に与える影響は非常に大きなものとなるため、監査人は有益な意見を表明することができなくなるであろう。」(p.77) (傍線筆者)
- (3): 「最後のステップとして、財務諸表の分析に与える有用性の枠組みから未確定事項が捉えられる。これは、ある未確定事項について一部限定した監査報告書を作成すべきか、あるいはすべての意見を差し控えるべきかの判断は、その監査報告書が添付された財務諸表を読む利用者にとどのように理解され、そしてどのような有用性を与えるのか、という利用者の立場に立って行われるものである。ここにおいても評価する主体と客体の属性が見いだされる。前者は、問題となる事象の評価が監査人の専門的能力の範囲におかれるものか否かというものである。報告書の読者は、監査人の意見が差し控えられると、監査人の能力を超えた未確定事項が存在し、また財務諸表に著しい影響を及ぼすものであることを読みとるであろう。監査人は自己の能力に基づいて誠実に判断しなければならず、もしある未確定事項を個別の問題に引き下げることができるのであれば、それは財務諸表に与える有用性を高め、読者に資することができることになろう。…」(p.85) (傍線筆者)

永見 (1998) は、[図14] (1)~(3)を記述する上で、あるいは Carmichael (1972) の議論を見て、「未確定事項」に、タイプAとBの2つがあることに気づかなかつたのだろうか。あるいは、永見 (1998) は、未確定事項を2つのタイプに分けなくてもよいのだろうか。しかし、未確定事項を2つのタイプに分けなくてよい理由の説明は、永見 (1998) には見られない。

本稿を含め、筆者の未確定事項プロジェクトでこれまで見てきたように、どちらのタイプの未確定事項に直面するかによって、監査人の対応は違ってくる。

3-1で見たように、Carmichael (1972) は、2つのタイプの未確定事項を識別していなかった。2つのタイプの未確定事項に永見 (1998) が気づいていたというのであれば、Carmichael (1972) の議論を紹介する場合でも、一言指摘する必要があったであろう。あるいは、指摘しなくてよい理由があったのだろうか。そのような指摘がなかったら、2つのタイプの未確定事項に「気づかなかった」と見られても仕方がないであろう。このように、永見 (1998) には、(1):タイプAとBの未確定事項を識別していないこと、そして(2):タイプAとBの未確定事項を識別していないCarmichael (1972) の議論に異議を唱えてないこと、の問題があることがわかる。

そもそも、「未確定事項」の定義として、永見 (1998, 68) では、「…いずれにしても未確定事項は、「現時点において監査人が帰結を判断することのできない事象」を意味するものである。」とされているが、この定義がまず問題である。これは、タイプAの未確定事項だろうか。それともタイプBの未確定事項だろうか。この定義であれば、両方含まれてしまうはずである²⁴⁾。また、永見 (1998, 71) は、その内容から見て、監査手続書第33号²⁵⁾ (AICPA (1963)) 第10章45~47項の内容を紹介してはいるが、その合理性を、坂柳 (2006c,

24) 一方、永見 (1998, 84) では、次のように記されている。

「企業の経営者も監査人も財務諸表に及ばず影響を決定することができず、そして経営者以外の第三者や時の経過に依存しなければ解決されない事象が見いだされることがある。この事象は、監査論において未確定事項と呼ばれる。未確定事項が重要であるとみなされれば、監査人は監査報告書のなかでかかる記載を行い、意見を一部限定しけ(しなけ?—筆者注)なければならない。…」(傍線筆者)

ここでの「未確定事項」も、タイプAなのか、タイプBなのか明確ではない。もっとも、以下に示す永見 (1998, 67) では、タイプAの未確定事項のみに言及したと解釈できる「未確定事項」の説明もなされている。根幹の概念である「未確定事項」を巡って、概念の混乱が起こっている可能性がある。

「しかしながら、さまざまな経営活動や取引のなかには、経営者がその帰結を見積もることのできない、さらには監査人もその判断を下すことのできない「異常な事象」が存在する。監査論において、この事象は未確定事項 (uncertainties) と呼ばれている。…」(傍線筆者)

25) 監査手続書第33号 (AICPA (1963)) 第10章45~47項の内容は、AICPA (1962), 44~46項と同様の内容である。この2つを参照頂きたい。

104-116) のように検討していない。もし、その検討がなされれば、上記のような「未確定事項」の定義はなされず、未確定事項を2つのタイプに分ける発想も、出てきたのかもしれない。

3-2-2 林 (2005) について

続いて林 (2005) を見てみよう。林 (2005) も、永見 (1998) と同様、Carmichael (1972) の議論を丹念に紹介している。林 (2005) を評価する際の視点は、次の2つである。それは、(1): タイプAとBの2つの未確定事項を識別しているかどうか、そして、(2): タイプAとBの2つの未確定事項を識別していない Carmichael (1972) の議論を、批判的に分析・評価しているかどうか、である。林 (2005, 51, 60) には、次のように記されている ([図15] (1)~(3))。

結論から言うと、(1): 林 (2005) 自体も、タイプAとBの2つの未確定事項を識別していないし、(2): 両タイプの未確定事項を識別していない Car-

[図15]

- (1): 「…逆に、監査人が、未確定事項の存在を理由として限定意見を表明するか意見表明を差し控えた場合、財務諸表利用者は、監査人は当該未確定事項が財務諸表に及ぼす影響を評価できなかつたものと考える。」(p.51) (傍線筆者)
- (2): 「未確定事項が財務諸表に及ぼす影響を分離でき、明確にできるような場合、限定意見によって財務諸表利用者にその状況を的確に伝達することができる。これに対して、未確定事項が財務諸表に浸透しており、財務諸表の評価は事実上不可能なほどに波及的 (pervasive) である場合、限定意見の表明は正当化されず、意見表明を差し控えなければならない。…」(p.51) (傍線筆者)
- (3): 「『モノグラフ』(Carmichael (1972) のこと—筆者注) では、監査人は不確実性を評価し、その性質 (重要性) に応じて監査意見を修正することが前提とされている。未確定事項の評価について示された指示概念のうち、鍵となるのは有用性、すなわち「財務諸表と監査報告書が一体として、意味のある情報を的確に財務諸表利用者に伝えられること」である。監査人は、重要な未確定事項について、専門的知識、波及性、および項目の性質という報告規準に照らして適切な監査意見を選択することが求められている。…」(p.60) (傍線筆者)

michael (1972) の議論を批判的に分析・評価しているとは言えない。林 (2005, 70) は、タイプ B の未確定事項を否定している²⁶⁾(坂柳 (2005b, 270) の [図 12] を参照) が、林 (2005, 70) の主張に合理性がないことは、坂柳 (2005b, 269-274) で指摘したし、坂柳 (2006c, 102-104) では、タイプ A だけでなくタイプ B の未確定事項が成立するかどうかを根本から問う必要がある旨も指摘した。

そもそも、林 (2005) が紹介している Carmichael (1972) にも、本稿の [図 12] や脚注22にあるように、タイプ B の未確定事項のみを示唆する記述が見られるのである ([図12] の内容は、林 (2005, 47) にも見られる)。これらの記述が、タイプ B の未確定事項を指していないと言うのなら、それは一体何を指しているのであろうか。筆者及び筆者の議論の賛同者に、是非ご教示頂きたい。また、林 (2005, 46) も、監査手続書第33号第10章45~47項の存在に触れてはいる (AICPA (1962), 44~46項を紹介している林 (2005, 64) も参照) が、永見 (1998) と同様、その規定の合理性を根本から問うてはいない。その検討があれば、未確定事項を2つのタイプに分けるアイデアも、出てきたかもしれない²⁷⁾。

3-2-3 胡 (1979), 森 (1976), 日本監査研究学会 (2001) について

まず、胡 (1979) で想定されている「未確定事項」は、タイプ A の未確定事項である (坂柳 (2006c, 117-118) を参照)。この前提のもとで、胡 (1979, 124-125) は、[図16] (1)~(2)に示すような、Carmichael (1972) の説明を理

26) 林 (2005, 45) の「…未確定事項…とは、財務諸表の項目、金額または開示に影響を及ぼす可能性があるが、経営者も監査人もその影響を合理的に確定することができない不確実性を含む事項をいう。…」の中に見られる「未確定事項」は、「確定する」=「見積もる」との理解のもとで、タイプ A の未確定事項に言及している、ということになる。

27) [図15] (1)と同様の内容は、林 (2004, 72) に、[図15] (2)と同様の内容は、林 (2004, 72-73) に示されている。林 (2004) 全体を見ると、林 (2005) と同様、3-2-2 で示した問題があり、Carmichael (1972) が2つのタイプの未確定事項を区別していないことを問題にしていないことがわかる。

[図16]

- (1): 「したがって、未確定事項の評価が、監査人の能力内のものであれば、財務諸表項目の適正表示について責任をとるべきであり、能力外のものであれば、意見の表明ができないことになる。未確定事項に関する除外事項について、財務諸表に対する影響を評価できない場合には、限定意見か又は意見の差控を表明することになる。…」(p.124) (傍線筆者)
- (2): 「…特殊的・部分的状態とは、未確定事項の内容が、偶発債務とかある資産の回収に関して疑問があると判断される場合である。また、未確定事項による除外事項の原因が、財務諸表の評価を実質的に不可能にするほど浸透的であれば、意見の差控えとなり、除外事項が孤立化しており、監査人が財務諸表に対するその影響を正しく報告できるならば、限定意見が表明されることになる。
- 監査研究モノグラフ第1号 (Carmichael (1972) のこと—筆者注) によれば、監査人と経営者のどちらも決定することができないある未確定事項の結果によって影響された点を除けば、財務諸表に関する意見を表明できる場合には、未確定事項を監査報告書に明示して限定意見を表明することになる。」(p.125) (傍線筆者)

解できたのだろうか。[図16] (1)~(2)及び胡 (1979) 全体を通して、タイプBの未確定事項は認識されていないし、2つのタイプの未確定事項を識別していない Carmichael (1972) の議論に、特に疑問を投げかけているわけでもない。また、胡 (1979, 114) は、監査手続書第33号第10章45~46項の内容を紹介しているが(坂柳 (2006c, 117) の [図16] を参照)、胡 (1979) 全体で、その規定の合理性は、問われていない。

続いて、森 (1976) を見てみよう。森 (1976, 142-143) では、監査手続書第33号第10章45~46項の内容が紹介されているだけで、その規定の中身は、検討されていない。[図17] (1)~(4) (森 (1976, 146-149)) 及び森 (1976, 141-151) を通じて、やはり2つのタイプの未確定事項を識別する考え方は見られないし、「これらのカーマイケルが導いた諸概念が、未確定事項の評価に必要な指針の体系的かつ網羅的提示であるかどうかについては疑問があるにせよ、…」(森 (1976, 149)) という形の留保は見られるものの、タイプAとBの未確定事項の区別を Carmichael (1972) が行っていないことを、森 (1976, 141-151) は、

[図17]

- (1): 「このような未確定事項の結果の合理的な見積りの指針として、未確定事項の切迫性と未確定事項に関連する過去の経験があげられる。切迫性とは未確定事項の最終結果が目前に迫っているのか、あるいはまだ遠い将来に予想されるにすぎないということである。…しかし逆に、未確定事項の最終結果が目前に迫っている場合には重要性が大きいので、意見差控が必要になるであろう。…」(p.146) (傍線筆者)
- (2): 「これに対して、未確定事項の性質が特殊的かつ局部的問題であれば、監査報告書の読者は除外事項の生じた状況を確定し、その財務諸表に対する影響の程度を評価することができるので、限定意見によって有効に情報を伝達することができる。」(p.147) (傍線筆者)
- (3): 「未確定事項が浸透的であるかどうかによって、その評価の指針がえられる。もしも、未確定事項が個別化されて、その財務諸表に対する影響が明確にされるような場合には、この未確定事項は浸透的ではなく、したがって、限定意見によって読者に状況を的確に伝えることができる。…」(p.148) (傍線筆者)
- (4): 「…財務諸表の多くの項目に影響を与える未確定事項の場合には、たとえば収益の主要な部分が未確定であるような場合には、損益計算書に非常に重大な影響を与えるので、財務諸表の読者に対して役に立つ意見表明を行なうことができないので意見差控を行なうことが必要であろう。」(p.149) (傍線筆者)

特に問題にはしていない。

それでは、日本監査研究学会(2001)を見てみよう。日本監査研究学会(2001, 174-185)では、監査手続書第33号第10章45~47項の内容は、参照されていない。そこでは、Carmichael(1972)が参照されているだけである。[図18](日本監査研究学会(2001, 179))及び日本監査研究学会(2001, 174-185)は、2つのタイプの未確定事項を区別していないし、区別していないCarmichael(1972)の議論に対しても、何も言っていない。

以上、3-2-1から3-2-3までで、Carmichael(1972)を参照している文献は、いずれも、Carmichael(1972)が2つのタイプの未確定事項を概念として識別していないことを指摘していなかった。本稿は、Carmichael(1972)が2つのタイプの未確定事項を識別できていないことを指摘

[図18]

- (1): 「…特定の部分的な未確定事項の一般的な例は、偶発債務や資産の疑わしい回収可能性である。これらの項目については、当該項目が重要であると判断された場合、限定意見を表明すべきであると推定される。除外事項の原因となった項目をより詳細に分析することによって、意見の限定は必要ない、あるいは、著しく重要なために意見差控が適切である、という結論に至ることもあり得るが、一般的には限定意見が予定されている。」(p.179) (傍線筆者)
- (2): 「…逆に、監査人が、未確定事項を理由として限定意見を表明し、あるいは意見を差し控えた場合、読者は、監査人が当該除外事項が財務諸表に及ぼす影響を評価できなかったものと考え…。…」(p.179) (傍線筆者)
- (3): 「…有用性の評価における主要な決定要素の1つが、未確定事項に起因する除外事項の波及性である。除外事項が財務諸表に及ぼすであろう影響を分離でき、その重要性が明確にできるような場合には、その除外事項は波及的ではなく、限定意見によって利用者にその状況を的確に伝達することができる。これに対して、除外事項が、財務諸表の評価が実質的に不可能になるほどに波及している場合には、限定意見は正当化されない。」(p.179) (傍線筆者)

している。この点が、本稿とこれらの文献の違いである。

4. 本稿のまとめ — 未確定事項に関する文献・制度を類型化する必要性

本稿は、これまでの未確定事項プロジェクトで形成してきた理論フレームワークを用いて、未確定事項に関する文献を評価してきた。なぜ文献の評価が必要かと言えば、将来の監査制度設計のために、何が参考資料として役立つ文献なのかを探し出すためである。本稿で評価の対象になった文献は、Palen (1955) と Carmichael (1972) であった。評価の視点は、タイプAとBの2つの未確定事項が識別されているかどうか、であった。

2節では、Palen (1955) の合理性を評価した。Palen (1955, 408-409) ([図2] (1)) の「監査人も会社も統制することができない事項」や、Palen (1955, 377) ([図2] (2)) の「彼にも会社にもその結果を決定することができない何

かの偶発事象」は、いずれもタイプAとB両方の未確定事項を想定している、との解釈が成立した。また、[図2](1)や[図3]に見られる「意見差控」が、監査人によってなされる状況は、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」との考え方を前提にして、財務諸表数値の遡及修正がなされる状況だと考えられた。このことは、[図2](1)が、タイプAとB、どちらのタイプの未確定事項を想定していても、そうであった。しかし、財務諸表作成段階において把握不能な事態まで考慮して、「将来に起こる事象の最終的結果を財務諸表に反映させる」ことは、不可能である。従って、「財務諸表作成段階で、将来に起こる事象の最終的結果を反映させるべきである」と主張することはできないし、将来事象の結果が判明した時点で、遡及的に財務諸表数値の修正を行うという考え方にも、合理性がないことが確かめられた。

[図2](1)には、「売上の数値にまで戻って、後に全面的に改訂が必要になるであろう」という表現(①)と、「利益剰余金が意味のないものになる」という表現(②)、そして[図3]には、製品の「最終的な価格の決定」が財政状態や経営成績に与える「潜在的な影響」という表現(③)が見られた。これらは、財務諸表数値の遡及修正を前提にした記述であったが、この考え方に合理性がない以上、[図2](1)が、どちらのタイプの未確定事項を想定していても、①の記述は不要であるし、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応として、「意見差控」を導く際にも、③にあるような「潜在的な影響」を問題にする余地はなかった。[図2](1)が、タイプAの未確定事項を想定していても、監査人の対応を考える上で、「潜在的な影響」を問題にする余地はなかった。そして[図2](1)が、どちらのタイプの未確定事項を想定していても、②に関して言うと、「利益剰余金が意味のないものになる」ことを理由に、監査人の対応として「意見差控」を導くことはできなかった。

本稿では、Palen(1955)において、2つのタイプの未確定事項が混在している点を指摘し、それぞれの未確定事項に直面した監査人の対応が、整備されていないことを確かめた。また、本稿は、Palen(1955)の記述に見られる表

現（上記①～③）を検討し、Palen（1955）が言うような「意見差控」を、理論的な監査人の対応として導くことができるかどうか、検討した。以上のことを、Palen（1955）や、Palen（1955）を引用している Carmichael（1972, 64-65）は、行っていないし、行わなくてよい理由を示していない。一定の理論フレームワークによる文献の評価や、文献の詳細な分析は、研究の対象になるはずである。よって、上に挙げたように、Palen（1955）や Carmichael（1972）が行っていないような、(1)：2つのタイプの未確定事項が、Palen（1955）では混在し、それぞれの未確定事項に直面した監査人の対応が未整備であることを指摘したこと、及び(2)：Palen（1955）の記述通りに「意見差控」が導けるかどうかを検討したことが、本稿の1つ目の貢献である。

続く3節（3-1）では、Carmichael（1972）の合理性を検討した。Carmichael（1972）には、タイプAの未確定事項を示唆する記述だけでなく、タイプBの未確定事項を示唆する記述も見られたが、この点は、理論的に見て評価できる。しかし、Carmichael（1972）の問題は、明確に（[図1]のように）概念の違いとして、タイプAとBの未確定事項を識別していない点であり、そのことに起因して、それぞれに直面した監査人の対応を理論的に整備していない点である。以上の点を明らかにしたことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿を通じて、Palen（1955）と Carmichael（1972）では、2つのタイプの未確定事項が識別されていない、つまり両タイプの未確定事項が混在していることがわかった。よって、この2つの文献を、将来の監査制度設計に用いることはできない、ということになる。この点を指摘したことが、本稿の3つ目の貢献である。

最後の3-2では、Carmichael（1972）をこれまで参照してきた文献と、Carmichael（1972）の合理性を検討した筆者の議論は、どこがどう違うのかという視点のもとで、Carmichael（1972）を参照してきた文献を評価した。これによって、本稿の特徴を、より明確に読者に伝えることを意図したからである。3-2-1から3-2-3までで、Carmichael（1972）を参照している文献は、いずれも、Carmichael（1972）が2つのタイプの未確定事項を概

念として識別していないことを、指摘していないことがわかった。本稿は、Carmichael (1972) が、2つのタイプの未確定事項を識別できていないことを指摘している。この点が、本稿とこれらの文献の違いであり、それを指摘したことが、本稿の4つ目の貢献である。Carmichael (1972) をこれまで参照してきた文献は、互いが互いを差別化しなくてよいのだろうか。それとも、差別化しなくてよくなったのだろうか。

未確定事項について言及した文献・制度は、まだあるので、さらなる分析は、今後の課題である。その際、未確定事項関連の文献・制度を、例えば、タイプAとBの2つの未確定事項が混在しているもの、タイプAの未確定事項にしか言及していないもの、のように、類型化して整理した方が、読者の理解が得られやすくなるであろう。本稿では、Palen (1955) と Carmichael (1972) を評価したのだが、その際、筆者が再認識したのは、何か争いや疑義がある問題について、その文献なり制度そのものの合理性を一から問うことの重要性であった。

筆者の未確定事項プロジェクトは、様々なことを考えさせてくれる。

[引用文献]

AIA (1941), American Institute of Accountants (AIA), Accounting Research BULLETINS (ARB) No.8, *Combined Statement of Income and Earned Surplus*, February 1941.

AIA (1942), AIA, Statements on Auditing Procedure (SAP) No.15, *Disclosure of the Effect of Wartime Uncertainties on Financial Statements*, December 1942.

AIA (1943), AIA, ARB No.21, *Renegotiation of War Contracts (Supplement)*, December 1943.

AIA (1950), AIA, *Audits by Certified Public Accountants : Their Nature and Significance*, New York : AIA, 1950.

AIA (1953), AIA, Accounting Research Bulletin No.43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, 1953.

AICPA (1962), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), SAP No.32, *Qualifications and Disclaimers (Clarification of Reporting Standards)*, September 1962.

AICPA (1963), AICPA, SAP No.33, *Auditing Standards and Procedures*, 1963. (アメリカ公認会計士協会編, 日本公認会計士協会国際委員会訳, 『監査基準と監査手続』, 同文館, 1973年.)

APB (1966), Accounting Principles Board (APB), APB Opinion No.9, *Reporting the Results of Operations, I — Net Income and the Treatment of Extraordinary Items and Prior Period Adjustments, II — Computation and Reporting of Earnings per Share*, December 1966.

Blough (1960), Blough, Carman G., "Sales Not at Arms-length," *The Journal of Accountancy*, Vol.110 No.3, September 1960.

Blough (1963), Blough, Carman G., "Some SBIC Audit Problems," *The Journal of Accountancy*, Vol.115 No.3, March 1963.

Carmichael (1972), Carmichael, D.R., *The Auditor's Reporting Obligation : The Meaning and Implementation of the Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No.1, New York : AICPA, 1972.

FASB (1977), FASB (Financial Accounting Standards Board), Statement of Financial Accounting Standards No.16, *Prior Period Adjustments*, June 1977.

Palen (1955), Palen, Jennie M., *Report Writing for Accountants*, Englewood Cliffs, N. J. : Prentice-Hall, Inc., 1955.

Pany and Whittington (1997), Pany, Kurt and O. Ray Whittington, *Auditing*, 2nd ed., Chicago : Richard D. Irwin, Inc., 1997.

SEC (1977), UNITED STATES, SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION

(SEC), *Accounting Series Releases : Compilation of RELEASES to 195, As in Effect AUGUST 1976*, Washington, D. C. : For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Printing Office, 1977.

胡 (1979), 胡 義博, 「未確定事項の監査に関する一考察」, 『修道商学』(広島修道大学), 第19巻第2号, 1979年3月.

坂柳 (2005a), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月.

坂柳 (2005b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(1)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第2・3合併号, 2005年12月.

坂柳 (2006a), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(2)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第4号, 2006年3月.

坂柳 (2006b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(3)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第1号, 2006年7月.

坂柳 (2006c), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(4)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第2・3合併号, 2006年12月.

永見 (1998), 永見 尊, 「未確定事項の属性と監査人の評価—カーマイケルの実施概念を中心として—」, 『作新経営論集』(作新学院大学), 第7号, 1998年3月.

日本監査研究学会 (2001), 日本監査研究学会「ゴーイング・コンサーン問題と監査」研究部会編, 『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』(日本監査研究学会研究シリーズXIV), 中央経済社, 2001年.

林 (2004), 林 隆敏, 「未確定事項の監査問題—カーマイケルの研究—」, 『商学論究』(関西学院大学), 第52巻第2号, 2004年11月.

林 (2005), 林 隆敏, 『継続企業監査論—ゴーイング・コンサーン問題の研究』, 中央経済社, 2005年.

森 (1976), 森 實, 『監査論研究』, 白桃書房, 1976年.